

○豊明市重度心身障害者日常生活用具給付事業実施要綱

平成5年2月25日
決裁

(目的)

第1条 [この要綱](#)は、在宅の重度の身体障害者、知的障害者及び障害児に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 [この要綱](#)において「心身障害者」とは、次に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
- (2) 知的障害者 療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発725号厚生省児童家庭局長通知)第四第8号の規定により療育手帳の交付を受けた者又は知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号)第2条による「判定書」を受けた者をいう。
- (3) 障害児 [前2号](#)に定める者のうち、18歳未満の者をいう。
- (4) 難病等 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の認定を受けている者

(給付対象者及び用具の種目)

第3条 給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているもので、[別表第1](#)及び[別表第2](#)の「障害及び程度」に該当する心身障害者とする。

2 用具の種別は、同条第1項同表の「種目」に掲げる用具とする。

(申請)

第4条 用具の給付を希望する給付対象者(これを現に扶養している者を含む。)は、日常生活用具給付申請書を福祉事務所に提出するものとする。

(通知)

第5条 福祉事務局長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券を、その申請を却下することを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(指定業者への委託)

第6条 福祉事務局長は、用具の給付を行う場合には、豊明市が指定した業者(以下「指定業者」という。)に委託して行うものとする。

(費用)

第7条 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、必要な用具の給付に要する費用の一部を指定業者に支払うものとする。

2 [前項](#)により用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、用具の給付に要する費用([別表第1](#)及び[別表第2](#)に掲げる基準額を限度とする。)の100分の10に相当する額を指定業者に支払うものとする。ただし、次に掲げる場合は、無料とする。

- (1) 利用者が18歳以上の場合
利用者及び配偶者が市民税非課税の場合
- (2) 利用者が18歳未満の場合
利用者が市民税非課税世帯に属する場合

3 利用負担額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 用具の給付を受けた者が生活保護世帯に属する場合及び個別減免の対象となっている場合は、利用負担額を無料とする。

5 福祉事務局長は、用具を納入した指定業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から[前3項](#)により用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が、指定業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

6 [前項](#)による費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

(用具の譲渡禁止等)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、

又は担保に供してはならない。

(各種様式)

第9条 この要綱の施行に関して必要な申請書等の様式は、[次の各号](#)に定めるところによる。

- (1) 日常生活用具給付申請書([様式第1号](#))([第4条](#)関係)
- (2) 日常生活用具給付決定通知書([様式第2号](#))([第5条](#)関係)
- (3) 日常生活用具給付券([様式第3号](#))([第5条](#)関係)
- (4) 日常生活用具給付却下決定通知書([様式第4号](#))([第5条](#)関係)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年5月21日)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の豊明市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成6年11月10日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成8年2月6日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成9年5月9日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成9年7月10日)

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年11月10日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成11年2月9日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年5月14日)

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年8月6日)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の豊明市重度心身障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成15年2月7日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月11日)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年11月6日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成17年3月14日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月5日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月16日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年2月9日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月25日)抄

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月20日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月14日)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年2月23日)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第4号による用紙で、現に残存するのは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年7月29日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額(消費税込)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
点字図書	主に、情報の入手を	点字により作成され	—	—

	点字によっている視覚障害者。なお、給付については、 豊明市視覚障害者点字図書給付事業実施要綱 に定めるところによるものとする。	た図書		
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	115,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円

聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 手すり加算 5,400円
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)	パーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円

	の介助を要する者に限る。)			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の	障害者の移動等を円滑にする用具で設置	—	300,000円

	非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)。なお、対象工事については、 豊明市高齢者住宅改修費補助金交付要綱 に定めるところによるものとする。	に小規模な住宅改修を伴うもの		
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡、移動機能障害の身体障害者で歩行困難や歩行不安定確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	3年	スポンジ、革を主材料に製作 15,200円 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 36,750円

T字状・棒状のつえ	下肢、体幹、平衡、移動機能障害の身体障害者で歩行困難や歩行不安定確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	3年	3,000円
点字器	視覚障害者で必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 10,400円 携帯型 7,200円
人工喉頭	音声・言語機能障害で喉頭摘出が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
ストマ用装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	蓄便袋 8,860円(1月分) 蓄尿袋 11,640円(1月分)
脱脂綿、セラシ、ガーゼ	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、ストマ用装具に代えて必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	排便機能障害 8,860円(1月分) 排尿機能障害 11,640円(1月分) 排便及び排尿機能障害 20,500円(1月分)
洗腸装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、ストマ用装具に代えて必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	20,500円(1月分)
紙おむつ	別に定める	障害者が容易に使用し得るもの	—	12,000円(1月分)
収尿器	下肢、体幹機能障害の身体障害者で排尿障害が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
大活字図書、DAISY図書	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受け	大活字、又はDAISYにより作成された図	—	60,000円(年額)

	た障害者のうち、視覚障害を有する者であって、主に情報の入手を大活字又はDAISYによっているもの	書		
--	--	---	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。
- 4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的若しくは効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児・者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

別表第2(第3条関係)

重度知的障害者及び重度障害児の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額(消費税込)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	容易に操作できるもの	5年	63,100円
盲人用体温計(音声)	身体障害者手帳の交	容易に使用し得るも	5年	9,000円

式)	付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者(当該児の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	の		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児。なお、給付については、 豊明市視覚障害者点字図書給付事業実施要綱 に定めるところによるものとする。	点字により作成された図書	—	—
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	115,000円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発音・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの	5年	128,000円

	児以上の者			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
便器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	9,850円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)	パーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円
特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度又は最重度であるもの並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、それぞれ原則として3歳以上の者	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600円

訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
特殊便器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児童及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として学齢児以上の者	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている児童で、原則として3歳以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級であって、常時介護を要する者で、原則と	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円

	して学齢児以上の者			
入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上の者	障害児を担架に乗せ、たままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上の者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であって、入	介護者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年	159,000円

	浴に介護を要するもので、原則として3歳以上の者			
移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度の等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)。なお、対象工事については、 豊明市高齢者住宅改修費補助金交付要綱 に定めるところによるものとする。	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	300,000円
透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であって、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー(吸入)	身体障害者手帳の交	障害児が容易に使用	5年	36,000円

器)	付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸機能障害に限る。)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	し得るもの		
電気式たん吸引器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸機能障害に限る。)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害児であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円

自動消火器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であつて、18歳以上の者	知的障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
T字状・棒状のつえ	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(下肢、体幹、平衡、移動機能障害に限る。)を有し、原則として3歳以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	3年	3,000円
点字器	視覚障害児で必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	障害児が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 10,400円 携帯型 7,200円
人工喉頭	音声・言語機能障害で喉頭摘出が確認でき、必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
ストマ用装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	蓄便袋 8,860円(1月分) 蓄尿袋 11,640円(1月分)

脱脂綿、セラシ、ガーゼ	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、ストマ用装具に代えて必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	排便機能障害 8,860円(1月分) 排尿機能障害 11,640円(1月分) 排便及び排尿機能障害 20,500円(1月分)
洗腸装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストマの造設が確認でき、ストマ用装具に代えて必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	—	20,500円(1月分)
紙おむつ	別に定める	障害児が容易に使用し得るもの	—	12,000円(1月分)
収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢、体幹機能障害に限る。)を有し、排尿障害が確認でき、必要と認められる障害児	障害児が容易に使用し得るもの	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円
大活字図書、DAISY図書	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者のうち、視覚障害を有する者であって、主に情報の入手を大活字又はDAISYによっているもの	大活字、又はDAISYにより作成された図書	—	60,000円(年額)

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第2の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的若しくは効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児・者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

[様式第1号\(第4条関係\)](#)

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

豊明市福祉事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話

下記のとおり日常生活用具の給付申請をいたします。

なお、日常生活用具給付申請の決定のため、申請者及び対象者の世帯の住民登録資料、
 税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを同意します。

対 象 者	フリガナ 氏 名			申請者との 続 き 柄	
	生 年 月 日	年 月 日		性 別	男・女
	個 人 番 号				
	手 帳 等	第 号	年 月 日交付		
	障 害 名			障害等級又は 障 害 程 度	
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 と の 続 き 柄	生年月日	備 考	
給付を希望する 用 具 名					
給付を希望する 用 具 業 者 名					
給付上特に希望 す る 事 項					
備 考					

※申請者の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができます。

[様式第2号\(第5条関係\)](#)

様式第2号(第5条関係)

日常生活用具給付決定通知書

第 年 月 日 号

様

豊明市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

給付番号	第 号
給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名	
給付する用具名 (含む型式規模等)	
納入業者名	
納入業者の住所	(電話)
価格	円 扶養義務者が支払うべき金額 円 公費負担額 円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

様式第3号(第5条関係)

日常生活用具給付券			
交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
住 所			
扶養する者の氏名		対象者との続き柄	
給付する用具名	価 格	扶養義務者が支払うべき金額	公費負担額
	円	円	円
委託する業者名		委託する業者の住所	(電話)
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	
	業者の公費支払請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 豊明市福祉事務所長 印			
① 業者の納付した日	② 扶養義務者より受領した額	③ 受領業者名及び受領年月日	
年 月 日	円	年 月 日 印	
④ 用具受領 扶養する者の氏名	印	検査員 職氏名	印
その他の特記事項			

備考 ①から③までは納入した業者が、④は受領者が記入すること。

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

様式第4号（第5条関係）

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊明市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

理由

（教示）

この通知による処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

この通知による処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月以内に、豊明市を被告として（訴訟において豊明市を代表する者は豊明市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。